

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 TL ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二  
( J A S D A Q ・ コード 3777 )  
問合せ先 取締役経営企画管理本部長  
中澤 秀俊  
電話 03-5843-2897

### 内部統制監査報告書に関する監査意見不表明に関するお知らせ

当社は監査法人元和より、平成 22 年 12 月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

1. 監査を実施した監査法人の名称  
監査法人元和

2. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、TL ホールディングス株式会社の平成 22 年 12 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

### 記

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、全社的統制をはじめとする必要な評価範囲の内部統制の評価手続を完了することができなかった。会社は重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとしている。当監査法人は、重要な監査手続が実施できなかったことにより、TL ホールディングス株式会社の平成 22 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、TL ホールディングス株式会社の平成 22 年 12 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとした上記の内部統制報告書が、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成23年4月28日

4. 財務諸表の監査報告における監査意見の別

独立監査法人の監査報告書は適正意見となっております。

5. 会社の今後の対応

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、全社的な内部統制の不備に対しては社外委員会より提言を受けた内容について対応すべく、経営体制改善委員会を設置し、抜本的な再発防止策の作成・推進を実施しております。

なお、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、人員の制約はあるものの、環境を整備し、早期に内部統制の評価を完了させる方針であります。

以 上